

東南アジア・オセアニア地域

税務ニュース 12/1月合併号

January 2024 | Volume 28



目次

1. 新年のご挨拶	p.1
2. 今月のハイライト	p.2
3. 各国税務ニュース(2023年11月30日時点)	p.2-4
インドネシア　　タイ　　ベトナム　　フィリピン	
マレーシア　　シンガポール　　オーストラリア	
4. セミナー情報	p.4
5. 各国問い合わせ先	p.5

新年のご挨拶

PwC日系企業支援ネットワーク 東南アジア・オセアニア地域

税務共同統括責任者 神保 真人、菅原 竜二



新年明けましておめでとうございます。世界各国において猛威を振るった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミックは収束に向かい、東南アジア・オセアニアの主要国では長きにわたり行われていた行動制限、出入国に関する規制等はほぼ撤廃された状況になりました。しかし、東南アジア地域の各国税務当局は COVID-19への対応に伴う財政支出、政府債務返済の財源を確保するための施策を含む多様な税制改正を発表し、財源確保のために税務執行を強化する傾向を強めています。

国際税務の枠組みの観点では、2023年には経済協力開発機構(OECD)が主導するグローバル・ミニマム課税(いわゆる Pillar2)に関する税制改正が日本を含む世界各国で開始されるなど、大きな変革期を迎えていました。東南アジア・オセアニア地域においても、オーストラリアやベトナムにおいて2024年1月1日以降に開始する所得年度からIIR(所得合算ルール)およびQDMTT(国内ミニマム課税)を含む施策を実施することが予定されています。また、タイにおいては、グローバル・ミニマム課税の影響を緩和させるため、優遇税制の仕組みの改正が行われています。2024年も東南アジア・オセアニアの各税務当局がQDMTTの創設や優遇税制の見直しを行うなど活発な動きをみせることが想定され、Pillar2にかかる議論が各税務執行・税制に与える影響、ひいては企業のキャッシュフローに与える影響について引き続き注視することが必要です。

このように、東南アジア・オセアニア地域においては、税務執行が依然として厳格である中で、Pillar2の影響も本格的に生じることになり、日系企業を取り巻く税務環境は複雑性を増しています。私たち日系企業支援東南アジア・オセアニア税務チームは、日系企業の皆様の課題を解決し、持続可能な成長を実現するため、総力を挙げて引き続き強力にご支援させていただく所存です。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

今月のハイライト

- マレーシア政府が 2023 年 10 月 13 日に公表した税制改正案に基づき、11 月に改正法案が議会に提出されました。これにより、グローバル・ミニマム課税の主要制度が 2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用されることが明確になりました。
- シンガポールの GST 税率が 2024 年 1 月 1 日より 8% から 9% に引き上げられました。税率の改定時期をまたぐ取引については、一定の経過措置が設けられていますが、税率変更に伴う請求書の再発行に係る期限延長など、新たな経過措置が追加されました。
- シンガポール内国歳入庁 (IRAS) は 2023 年 11 月、シンガポール法人の居住性に関する具体的な要件を公表しました。これにより取締役会がバーチャル開催された場合の居住性判定に関する要件が明らかになりました。
- ベトナム政府は 2023 年 11 月 29 日、第 15 期国会第 6 回会議において、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの VAT の税率を 2% 引き下げる 것을決議しました。

各国税務ニュース(2023 年 11 月 30 日時点)

インドネシア [土地付き住宅および住宅ユニットに対する付加価値税の優遇措置](#)



特定の住宅用不動産を購入する際の付加価値税(VAT)に優遇措置が導入されるに伴い、財務大臣は付加価値税に関する規則 No.PMK-120 を発行しました。

[電気自動車\(EV\)の販売に対する付加価値税の優遇措置 - 最新情報](#)

財務省は 2023 年 11 月 22 日、特定の電気自動車の販売に関する VAT 制度に関する規則 No.PMK-116 を発行しました。

タイ ESG Fund への投資に係る個人所得税の所得控除



2023 年 11 月 21 日、タイにおいて新たに Thailand ESG Fund の設立が承認されました。2023 年より、個人が行う当該ファンドへの投資額は今後 8 年間の保有など一定の条件の下、課税所得の 30% を上限として投資金額の所得控除が可能となり(10 万バーツを限度とする)、償還時の差益も免税となります。

ベトナム [2024 年の VAT の税率 2% の引き下げに関する承認](#)



2023 年 11 月 29 日、第 15 期国会第 6 回会議において、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日まで VAT の税率を 2% 引き下げることが決議されました。

フィリピン [国内市場企業\(DME\)の VAT 登録に関する歳入規則](#)



内国歳入庁 (BIR) は 2023 年 11 月 10 日に歳入規則 (RR No. 13-2023) を公表し、エコゾーン、フリーポートゾーン内に立地する国内市場企業 (DME-Domestic Market Enterprise) は、各企業の判断で VAT 登録ができるようになりました。

マレーシア [11月のマレーシア税制アップデート](#)



2023年10月13日に公表されたマレーシアの2024年度税制改正案について、11月に改正法案が議会に提出されました。これにより新たに明らかになった主な内容は以下のとおりです。

- グローバル・ミニマム課税の導入

マレーシアでは2025年からの導入とされていましたが、所得合算ルール(IIR)や適格ミニマムトップアップ課税(QDMTT)などの主要制度が「2025年1月1日以降に開始する会計年度」からの適用となることが法案において明確になりました。

- 法人税の見積税額の期中改定

事業年度の6ヶ月目と9ヶ月目に認められていた法人税の見積税額(予定納税額)の期中改定が、11ヶ月目にも認められることになります(2024課税年度から)。

- 印紙税

外貨建てローン契約書に対する0.5%の印紙税については税額RM2,000の上限が設けられていましたが、上限額が撤廃されます(2024年1月1日から)。

シンガポール [GST税率改正](#)



2024年1月1日からGST税率が現行の8%から9%に引き上げされました。税率の改定時期をまたぐ取引については、一定の経過措置が設けられています。この経過措置の内容は2023年1月1日に行われた7%から8%への税率改定とほぼ同様の内容となっていますが、税率変更に伴う請求書の再発行に係る期限の延長や、2023年1月と2024年1月の両方の税率改定をまたぐ取引およびプラットフォームを利用した取引に係る経過措置の追加などの変更点もあります。

(詳細については上記のリンク先をご参照ください)

[シンガポール法人の居住性に関する追加ガイダンス](#)

取締役会がバーチャルで行われた場合のシンガポール法人の居住性の判定に関し、2023年11月にIRASから具体的な要件が公表されました。シンガポールでは法人の重要な意思決定がシンガポール国内で行われる場合に居住者であると判定されますが、以下のいずれかの要件を満たす場合は、取締役会がバーチャルで開催されていたとしても、重要な意思決定がシンガポール国内で行われたものと通常みなされることになります。

- ① 過半数の取締役がシンガポールで物理的に取締役会に参加すること
- ② チェアマンとなる取締役(会社が指定している場合)がシンガポールで物理的に取締役会に参加すること

オーストラリア [Monthly Tax Update November](#)



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- ATOがトップ100およびトップ1,000の納税者についての調査結果レポートをリリース

ATOは、2023年6月30日までに完了したトップ100およびトップ1,000の納税者に対する法人所得税および物品・サービス税(GST)のアシュアランスプログラムのレビューにおける主要な調査結果を発表しました。

- RTP 別表の集計結果報告

ATOは、Reportable Tax Position (RTP)別表(カテゴリーC)について、FY2018-2019からFY2021-22の期間において、大規模な上場企業および多国籍企業により開示された情報を集計した第4回調査結果報告書を発表しました。

- OECD 第1の柱 最新情報

OECDの包括的枠組みは、第1の柱の利益Aに関連するガイダンスのパッケージを発表しました。

- OECD 第2の柱 最新情報: Subject to Tax Rule

OECDの包括的枠組みは、第2の柱のSubject to Tax Rule (STTR)を実施するための多国間協定に関する交渉結果を発表しました。

- 財務諸表における第2の柱の負債等の認識

オーストラリア会計基準委員会(AASB)は、オーストラリア会計基準(国際税制改革 – 第2の柱モデルルール: Tier 2 開示)に対する会計基準 AASB 2023-4 修正案を最終決定しました。

詳細は、[11月号のニュースレター](#)をご参照ください。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

グローバル メガトレンド フォーラム 2023

「The Leadership Agenda」と題して、グローバル経済の次に来る世界(ニュールール)を読み解き、新しい世界で社会からの期待に応えるための経営アジェンダの再定義を試みます。さまざまな領域から有識者の皆様をお招きし、PwCで各分野を統括する責任者とともに議論します。

配信期間: 2023年12月4日(月)~2024年3月29日(金)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/global-megatrends-forum2023.html>

データドリブン経営を見据えた税務プラットフォームの構築—グローバルミニマム課税制度対応における先進事例—

デジタル経済課税の導入により、税の世界は大きな転換期を迎えています。これまでのように各国の税制に対応して完結するのではなく、グローバル各国・地域の制度が相互に関係する中で、税のみではなく会計や事業などの情報も踏まえた対応が必要になっており、各企業はグループ全体の状況を適切にとらえることが不可欠となっています。また、外国子会社合算税制や国別報告への対応も含めると、グループ全体の情報をいかに効果的かつ効率的に収集するかが、大きな鍵を握ってくると考えられます。

本セミナーではこのような課題の解決に向けて、税の「データ」という観点から実際の対応事例やソリューションモジュールを紹介し、適切な対応方法について解説します。

配信期間: 2023年10月10日(火)~2024年3月29日(金)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1231010.html>

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.